

謹啓 初秋の候、貴社ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

物価高騰の継続や国際情勢の影響等により、景気の先行きが不透明である中、県内事業者の皆様におかれましては、雇用の維持と事業の継続に日々御尽力いただいておりますこと、深く感謝申し上げます。

さて、少子高齢化により人口減少が進む中、我が国が経済活動を維持・発展させていくためには、多様な人材がそれぞれの意欲や能力に応じ、社会の担い手として長く活躍できる社会の実現が重要となっています。

こうした状況の下、障害者雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の改正により、民間企業における障害者の法定雇用率は令和8年7月から2.7%に引き上げられ、障害者雇用義務の対象となる範囲も労働者を常時37.5人以上雇用する事業主に拡大されております。

また、高齢者雇用につきましても、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、事業主は個々の労働者の希望に応じて、70歳までの就業機会の確保のため、多様な選択肢を企業内の制度として設けることが努力義務となっています。

皆様のこれまでの御理解・御協力により、就職者は着実に増加傾向にあるものの、ハローワークには多くの障害者や高齢者の方々が相談に訪れ、熱心に求職活動を行っておられます。

こうした中、毎年9月を「障害者雇用支援月間」、10月を「高年齢者就業支援月間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、それぞれの雇用の確保等を推進しています。

和歌山県におきましては、産業技術専門学院において障害者を対象とした職業訓練コースを設置するとともに、障害者の就労等をサポートする「ジョブサポーター」の育成・派遣事業や、障害者雇用に対する基礎的知識の理解を深め、障害者の受入れを促進するためのセミナーを開催する等、障害者の方々が職場に適応して働くための様々な支援を行っています。

また、高齢者の雇用促進につきましては、シルバー人材センターへの支援やわかやま就職支援センター（はたらコーデわかやま）での相談業務を実施することにより、高齢者の方々が培った豊富な経験や能力を生かした就業機会の確保と雇用の推進に取り組んでいます。

和歌山労働局におきましては、障害者や高齢者を雇い入れた企業への助成金の支給等、雇用機会の確保に取り組まれる企業に対する支援や各種セミナー等の実施による啓発を行っています。

さらに、ハローワークでは、障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の支援機関との連携による支援、高齢者を対象とした生涯現役支援窓口等での専門スタッフによるきめ細かな相談・職業紹介、面接会の実施等、様々な雇用施策に取り組んでいます。

今後とも、和歌山県、和歌山労働局・ハローワークが連携し、各施策を推進してまいりますので、事業者の皆様には、一人でも多くの障害者や高齢者の方々に雇用の場を確保くださいますよう、格別の御協力をお願い申し上げます。

敬白

令和8年9月1日

事業主各位

和歌山県知事
和歌山労働局長

宮崎 泉
中山 始

事業主の皆さまへ

(資料送付) 障害者及び高齢者の雇用に関するお知らせ

日頃より、障害者及び高齢者の雇用の促進、安定にご尽力いただき感謝申し上げます。
「制度のお知らせ」や「ご利用いただける支援策」等について、資料を送付いたします。

(同封資料一覧)

No.	資料名	資料の内容
①	障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について	障害者の法定雇用率に関する内容のほか、障害者雇用に係る <u>相談援助の支援策</u> 、事業主の皆さま活用できる <u>助成金</u> についてのお知らせです。支援策も活用いただきながら雇用のルールの遵守にご協力ください。
②	精神・発達障害者しごとサポーター養成「オンライン(Zoom)講座」のご案内	<u>応募締切：9/16(水)</u> 9/28(月)14時～開催する、オンラインセミナーに関するお知らせです。 <u>参加費用は無料</u> ですので、精神・発達障害者の雇用の有無に拘わらず、この機会にお気軽にご参加下さい。
③	障害者就業・生活支援センターとは	障害のある方の雇用に取り組んでいる、またはこれから取り組む企業を支援する障害者就業支援センターについて、業務内容と和歌山県内の一覧についてのお知らせです。
④	盲・ろう・支援学校で学ぶ生徒たちの「働きたい！」を応援してください	特別支援学校生徒の現場実習への協力依頼に関するお知らせです。ご協力いただける事業主さまにおかれましては、資料に掲載の支援学校連絡先へ直接ご連絡ください。
⑤	和歌山県立和歌山産業技術専門学院 総合実務課のご案内	軽度の知的障害がある方を対象にパソコン操作や販売実務などを学習し、商品販売や商品管理の仕事において即戦力となれる人材を育成しております。詳細は添付のリーフレットをご確認ください。
⑥	和歌山県立和歌山産業技術専門学院 障害者委託訓練のご案内	職業訓練と企業の実習を組み合わせた、実践能力習得訓練コースのお知らせです。実践能力習得訓練コースとは、県の支援を受けながら、職場での受入れや適性確認を行える実践型の公共職業訓練です。「初めてで不安」「何から始めればよいかわからない」という事業者の方も、まずはご相談ください。
⑦	高年齢者雇用安定法の概要	高年齢者雇用安定法の概要についてのお知らせです。65歳までの雇用確保措置及び、70歳までの就業確保措置について説明したパンフレットです。

支援策のご利用希望や、制度のご不明点等がございましたら、お気軽にご連絡ください。

※ ①・②・⑦は「和歌山労働局」、③～⑥は「和歌山県」が実施しています。

(担当部署)

- ・和歌山労働局職業安定部職業対策課
- ・和歌山県商工労働部労働政策課

☎：073-488-1161

☎：073-441-2807



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和8年7月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
（令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。）
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



Point**③****障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point**④****障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）****▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）

**▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。**

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種障害者雇用納付金関係助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** 令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）は、令和8年6月以前については2.5%、令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。

精神・発達障害者しごととサポーター養成 「オンライン(Zoom)講座」のご案内

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業等で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごととサポーター）となっていただくためのオンライン講座を実施いたします。



精神・発達障害者しごととサポーター養成オンライン講座の概要

- ◆内 容 : 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット : 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間 : 90分程度を予定（専門スタッフによる講義75分および質疑応答）
- ◆受講対象 : 企業等に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
(現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。)
- ◆実施方法 : Zoom によるオンライン講座（ライブ形式）
- ◆実施日時 : **令和8年9月28日（月）14時～**
- ◆受講費用 : 無料
- ◆申込方法 : 当課メールアドレス（taisakuka-wakayamakyoku@mhlw.go.jp）あてメールの件名に「しごとサポ受講申込み」、本文に「企業（団体）名、担当者名、連絡先（住所、TEL）、受講（招待）者数」をそれぞれご記入の上
令和8年9月16日（水）までにご連絡ください。



ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごととサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごととサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害のある方々と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

しごととサポーターポータルサイトを開設しています。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。



しごととサポーター 検索



お問い
合わせ先



和歌山労働局職業安定部職業対策課
TEL 073-488-1161

障害のある方を雇用する場合に活用できる支援制度

助成金制度

障害者を**雇い入れた事業主**に対して、その賃金の一部を雇い入れた日から**一定期間助成**します。
そのほか各種援助制度も活用できます。

【お問い合わせ】
和歌山労働局（職業対策課）
☎073-488-1161
各ハローワーク

職場適応援助者 (ジョブコーチ)による支援

障害者の**職場適応**のために、ジョブコーチが事業所に出向き、**障害者自身に対して支援**を行います。
また、**事業主や職場の上司、同僚などに対して**も、必要な助言を行います。

【お問い合わせ】
和歌山障害者職業センター
☎073-472-3233

障害者雇用を 支援する機関

ハローワークをはじめ、**障害者職業センター**、地域の**障害者就業・生活支援センター**、**特別支援学校**などがネットワークを形成し、必要に応じて本人、事業所への支援を実施します。

【お問い合わせ】
障害者就業・生活支援センター
県内特別支援学校

県内の障害者就業・生活支援センター	電話番号
障害者就業・生活支援センターつれもて	073-427-3221
海草圏域障害者就業・生活支援センターーと	073-483-5152
岩出紀の川障害者就業・生活支援センターフロンティア	0736-61-6300
伊都障がい者就業・生活支援センター	0736-33-1913
紀中障害者就業・生活支援センターわーくねっと	0738-23-1955
紀南障害者就業・生活支援センターアンカー	0739-26-8830
東牟婁圏域障害者就業・生活支援センターあーち	0735-21-7113

県内特別支援学校	住 所	電話番号
和歌山県立和歌山盲学校	和歌山市府中 949-23	073-461-0322
和歌山県立和歌山ろう学校	和歌山市砂山南 3-1-73	073-424-3276
和歌山県立きのかわ支援学校	橋本市高野口町向島 101-3	0736-42-0415
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	和歌山市弘西 555	073-461-6500
和歌山県立和歌山さくら支援学校	和歌山市西庄 1148-1	073-453-0303
和歌山県立紀北支援学校	和歌山市冬野 227	073-479-1356
和歌山県立たちばな支援学校	有田郡広川町和田 21-3	0737-62-3599
和歌山県立みはま支援学校	日高郡美浜町和田松原 1138-259	0738-23-2379
和歌山県立南紀はまゆう支援学校	西牟婁郡上富田町岩田 1787-1	0739-47-2118
和歌山県立みくまの支援学校	新宮市蜂伏 13-26	0735-31-6101
和歌山大学教育学部附属特別支援学校	和歌山市西小二里 2-5-18	073-444-1080

和歌山県教育委員会 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-3683

盲・ろう・支援学校で学ぶ生徒たちの 「働きたい！」 を応援してください



事業主のみなさまへ 現場実習にご協力ください

【作成・監修】
和歌山県教育委員会特別支援教育室／和歌山県特別支援学校長会／特別支援学校進路指導部長会
令和5年3月改訂

現場実習のお願い！

「社会に出て働きたい」という願いの実現に向けて 一生懸命仕事に取り組みます！

特別支援学校の生徒は、卒業後の自立と社会参加に向けて、日々学習に取り組んでいます。障害の有無に関係なく、地域で働き、社会に貢献する人材の育成を進めていくためには、事業所の皆様のご理解とご協力を得ながら、実際に働く経験を重ねることが大切です。

少しの支援と工夫で職場の一員として力を発揮できる生徒たちです。ぜひ、皆様のお力をお貸しくださいようお願いいたします。



現場実習の概略

対象は、特別支援学校高等部の生徒です。

- ◆実習期間、時間、内容につきましては、ご相談のうえ決定します。
(例：3日間 9：00～15：00 荷物の仕分け)
- ◆実習中は、学校の教員が必要に応じて、付き添いまたは巡回指導を行います。
- ◆通勤途中や実習中の事故等につきましては、学校で加入している保険を適用します。
- ◆実習は教育活動の一環ですので、賃金・報酬等は一切いたしません。
- ◆実習終了後は、就業の様子についての評価をお願いし、今後の進路指導の参考にさせていただきます。

※詳細は各学校に直接お問い合わせください。

校内の取組（作業学習等）・現場実習

生徒の働く意欲を
培い、将来の職業生活や
社会自立に必要な事柄を
総合的に学習して
います！



校内実習



校内実習



作業学習



作業学習



現場実習



現場実習

いろいろな
職場でがんばって
います！



現場実習



現場実習

進路
実現へ

自立と社会参加に向けた
教育の充実

実習から就職（雇用）までの流れ 〔参考例〕

高等部 1 年

職場見学・現場実習
校内実習

高等部 2 年

職場見学・現場実習
校内実習

高等部 3 年

現場実習

進路決定

*定員は「4月入学」と「10月入学」の合計で20名です。

自分に合った就職先を一緒に見つけましょう!



総合実務科より皆様へ

個人サポートを 求めたい方へ

あなた きぼう しよくしゅ あ しよくいん
貴方の希望する職種に合わせ、職員
ぜんいん ていつていき ひとり ひとり
全員が徹底的にサポートし、一人一人
の特性に合わせた訓練を実施してい
ます。

仕事への不安が ある方へ

しごと うえ ふ あん だれ
仕事をする上での不安は、誰にでも
あります。
あなた ちから はつき し しん も
貴方の力が発揮できて、自信を持っ
て頂けるようになるまで、一つ一つ
の作業においても全力で指導してい
きます。

希望の就職先を 見つけたい方へ

しよくばじしゅう つう きゅうじんさき ふん い き
職場実習を通じて、求人先の雰囲気
や仕事内容を在学中に学べます。また、
就職が決定するまで、確実なフォロー
アップ体制もおこなっています。

主な就職先 (五十音順)

- 製造業(和歌山市、海南市、かつらぎ町)
- 卸売・小売業(和歌山市、有田市、湯浅町)
- サービス業(和歌山市、湯浅町)

- 福祉的就労
- 公務員

総合実務科 の概要

軽度の知的障害がある方を対象とした訓練コースです。

パソコン操作や販売実務などを学習し、商品販売や商品管理の仕事において即戦力となれる人材の育成を目的としています。

1年間の 主な カリキュラム

= 学科 =

普通学科 国語、数学

基礎学科 社会生活基本、労働習慣基本、販売基本、事務基本、安全衛生

= 実技 =

基礎実技 コンピュータ操作基本実習、物流基本実習、販売基本実習、

事務基本実習、清掃基本実習

専攻実技 コンピュータ操作実習、物流業務実習、販売業務実習、

事務業務実習、接客応対実習、安全衛生作業法

地域二一ズ 職場実習

見学・体験 交流会に ついて

■授業や、実習の一部を体験してみませんか？

一度に体験していただける人数が限られますので希望される方は、お気軽に、県立和歌山産業技術専門学院までお問い合わせください。

TEL073-477-1253

修了生インタビュー

貴志さん

社会福祉法人親和園

グループホーム第6親和園 勤務



入学した時は不安でいっぱいでしたが、言葉遣いや、電話対応の訓練をすることで、不安は軽くなりました。親和園では職場実習の時からスタッフの方々に優しくしていただき、就職した後も仕事でわからないことや悩みがあったらすぐに相談ができています。ご利用者様から『ありがとう』と言われると元気が湧いてきてもっと役に立ちたいと思います。これからも仕事を頑張ります。

企業担当者インタビュー

川崎様

社会福祉法人親和園

グループホーム第6親和園 計画作成担当者



当グループホームの新規開設と同時に訓練生として来ていただき、施設のアットホームで温かい雰囲気すぐに溶け込んでくれました。この度、ご縁があり職員として社会への第一歩を踏み出した彼女ですが、笑顔を絶やさず誰にでも優しく接してくれるので、ご利用者様にも大変喜んでいただいております。総合実務科での訓練が介護現場でも役立っていて感心しています。

和歌山県が実施する

和歌山県 PR キャラクター
「きいちゃん」



職業訓練 コースガイド

令和
8年度 10月▶3月

開講コース版

就職に役立つ
能力が習得できる



ハロトレくん

ハロートレーニング

—— 急がば学べ ——

和歌山県

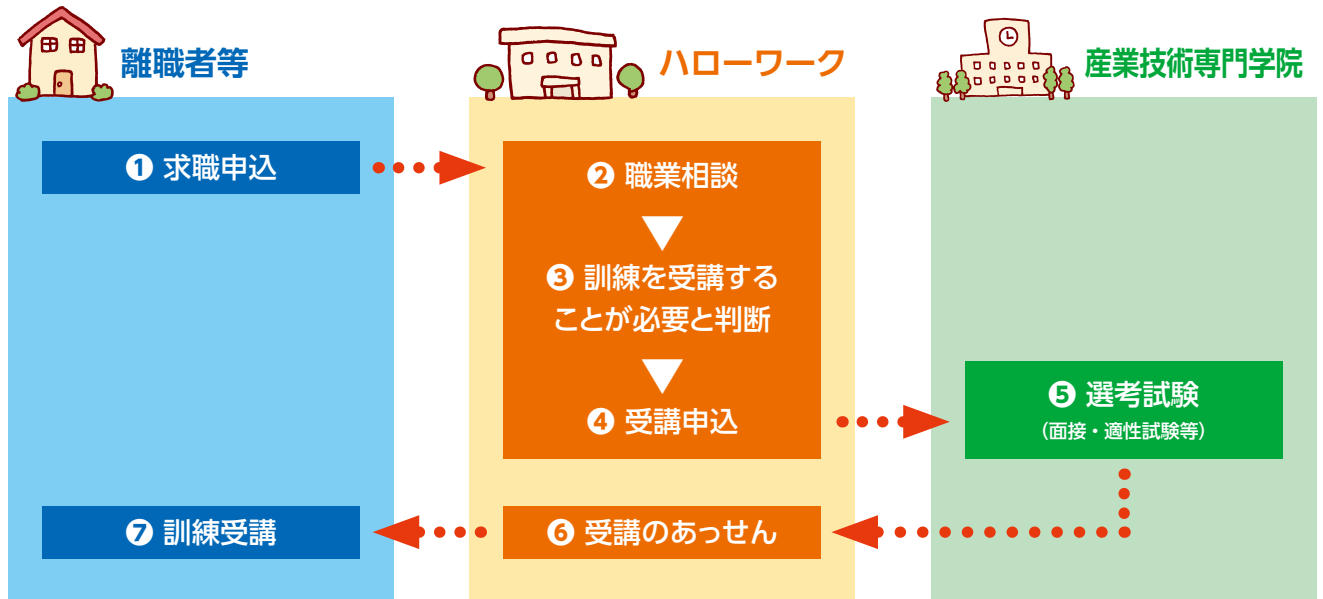


職業訓練コース受講の御案内

求職者の方が就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練コースを御案内いたします。

1 職業訓練コース受講の流れ

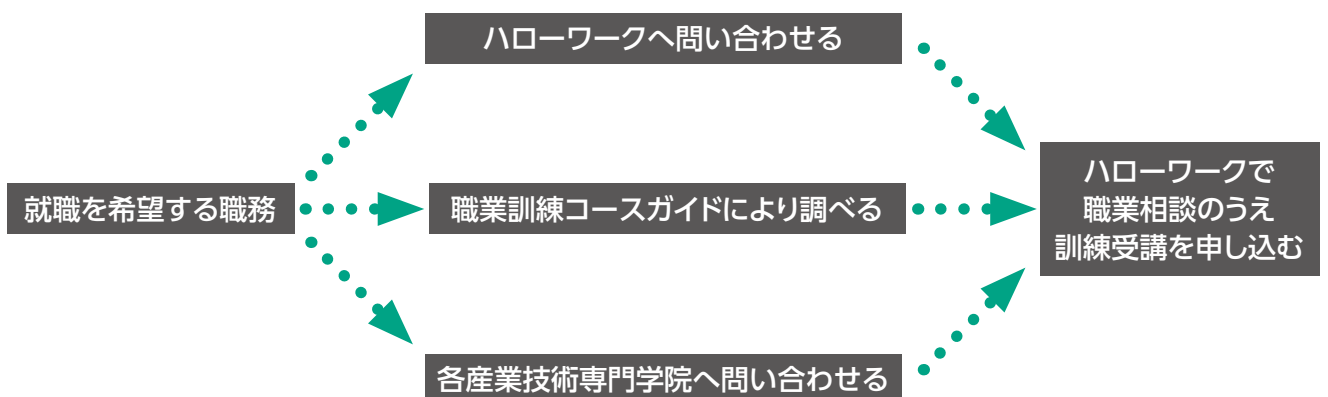
公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込され、職業相談等を通じて受講が必要であると認められた方を対象に、就職の実現に当たって必要な訓練を実施しています。



- 受講料（授業料や実習費用など）は原則として無料です。ただし、テキスト代等は自己負担となります。
- 訓練実施会場、募集期間、選考日、選考場所、訓練期間など変更する場合があります。
- 応募状況等によっては、訓練を中止する場合があります。
- 選考の結果、受講できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

2 希望する訓練コースの選択

希望する訓練コースを選択するには、「職業訓練コースガイド」で自ら調べる方法や公共職業安定所（ハローワーク）等へ問い合わせる方法があり、次のような流れで決めることができます。



3 受講申込

受講申込や給付金等の手続きについては、お住まいの地域を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。（裏表紙参照）

4 受講対象者

受講対象者は、公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込をされている方で、次の条件のいずれかに当てはまる方です。

- ① 受講開始日において雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長の受講指示を受けた方
- ② 雇用保険受給資格者以外の求職者で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方

注意

- ・受講指示等を受けるには要件があります。詳しくは公共職業安定所（ハローワーク）でお尋ねください。
- ・上記応募資格のほか、訓練コースによっては受講対象者を限定している訓練もありますので、訓練コース概要一覧で御確認ください。
- ・一定の条件を満たす方には、訓練期間中、雇用保険や職業訓練受講給付金等を受給できる場合があります。

参考 県内の他の公的職業訓練

和歌山県が実施する施設内訓練

和歌山産業技術専門学院（和歌山市小倉）では、学卒者向け職業訓練として自動車工学科、理容科、メカトロニクス・CAD科、建築工学科、デザイン木工科、総合実務科（軽度の知的障害のある方対象）を設置し1年又は2年間の訓練を行っています（入学4月、総合実務科は10月入学もあり）。

田辺産業技術専門学院（田辺市新庄町）では、学卒者向け職業訓練として自動車工学科、ビジネス事務科、情報システム科を設置し1年又は2年間の訓練を行っています（入学4月）。

※情報システム科の訓練は、和歌山県立情報交流センター Big・U で行います。

お問合せ先

和歌山産業技術専門学院
TEL：073-477-1253

和歌山産業技術

検索

お問合せ先

田辺産業技術専門学院
TEL：0739-22-2259

田辺産業技術

検索

和歌山職業能力開発促進センター（ポリテクセンター和歌山）が実施する施設内訓練

ポリテクセンター和歌山（和歌山市園部）では、求職者向け職業訓練としてCAD・エンジニア科（テクニカルオペレーション科）、CAD・生産サポート技術科、溶接加工科（テクニカルメタルワーク科）、ビル管理技術科、住環境計画科、電気設備技術科、企業実習付き電気設備技術科を設置し、6か月間の訓練を行っています。また、将来の働き方について考え、社会人としての基礎力向上等を目指す「社会人基礎講習」を1か月間受講後に6か月コース（CAD・生産サポート技術科、住環境計画科、電気設備技術科）を受講する7か月コースも行っています。

お問合せ先

ポリテクセンター和歌山
TEL：073-461-1532

ポリテクセンター和歌山

検索

求職者支援制度による求職者支援訓練

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の認定を受けた民間教育訓練機関が職業訓練を実施しています。なお、求職者支援訓練を受講している場合に、一定の要件を満たせば、職業訓練受講給付金が受けられます。

※求職者支援訓練の具体的なコース情報は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページを御覧ください。

お問合せ先

お住まいの地域を管轄する
公共職業安定所
（ハローワーク：裏表紙参照）

求職者支援訓練

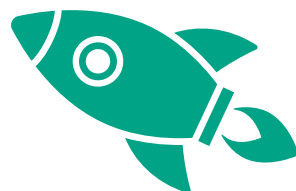
検索



障害のある方を対象とする訓練コース……………

産業技術専門学院	安 定 所	訓 練 コース 名	定 員 (人)	訓練期間 (月)	募集期間 					訓練期間 						募 集 期 間		
					2026 8	9	10	11	12	2027 1	2	3	4	5	6	開始日	～	終了日
和歌山・田辺	和歌山	在宅ワーカー養成科	4	3	9/1 ~ 11/30 					(随時)						9月1日	～	11月30日
	田辺	(実践能力習得訓練コース) 随時コース設定	2※	標準 2						(10月以降随時)						(10月以降随時)		
		(特別支援学校早期訓練コース) 随時コース設定	2※	1 3						(随時)						(随時)		
		(在職者訓練コース) 随時コース設定	2※	1 3						(随時)						(随時)		

※定員は、和歌山・田辺産業技術専門学院が行う同様の訓練コースとの合計です。



障害のある方を対象とした訓練コースです。

選 考		訓 練 期 間	訓 練 委 託 先			
選考日	選 考 場 所	開始日 ～ 終了日	委 託 先 名 称	訓 練 実 施 施 設 () は所在地	障害者用 トイレ	駐 車 場
	(随時)		株式会社キャリア・ブレスユー	ブレスユーカレッジ本町校 (和歌山市本町)	◎	×
(随時)						
(10 月以降随時)						
(随時)						

※駐車場…無料 (無料駐車場)、有料 (有料駐車場)、× (なし) 定員分の駐車場がない施設あり。

※障害者用トイレ…◎ (便房広さ 200cm × 200cm 程度、車いすの回転スペースあり)、○ (障害者用トイレあり)、× (障害者用トイレなし)



受講申込や各種給付金に関するお問合せ先

名 称	所 在 地	電話番号
和歌山公共職業安定所(東別館) (ハローワーク和歌山 東別館)	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目9-12 管轄 和歌山市・岩出市・紀の川市	073-488-7810
橋本公共職業安定所 (ハローワーク橋本)	〒648-0072 橋本市東家5丁目2番2号 橋本地方合同庁舎1階 管轄 橋本市・伊都郡	0736-33-8609
海南公共職業安定所 (ハローワークかいなん)	〒642-0001 海南市船尾186の85 管轄 海南市・海草郡	073-483-8609
湯浅公共職業安定所 (ハローワーク湯浅)	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2430の81 管轄 有田市・有田郡	0737-63-1144
御坊公共職業安定所 (ハローワーク御坊)	〒644-0011 御坊市湯川町財部943 管轄 御坊市・日高郡(みなべ町は除く)	0738-22-3527
田辺公共職業安定所 (ハローワーク田辺)	〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24の6 管轄 田辺市(本宮町は除く)・西牟婁郡(すさみ町は除く)・日高郡のうちみなべ町	0739-22-2626
新宮公共職業安定所 (ハローワーク新宮)	〒647-0044 新宮市神倉4丁目2番4号 管轄 新宮市・田辺市のうち本宮町・東牟婁郡(串本町・古座川町は除く)	0735-22-6285
新宮公共職業安定所串本出張所 (ハローワーク串本)	〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2000の9 管轄 串本町・古座川町・すさみ町	0735-62-0121

訓練内容・選考に関するお問合せ先

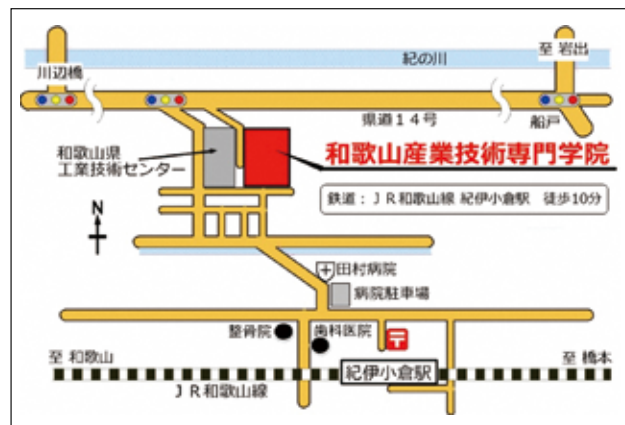
和歌山県立和歌山産業技術専門学院

〒649-6261 和歌山市小倉90

TEL : 073-477-1253 FAX : 073-477-1254

和歌山産業技術

検索



和歌山県立田辺産業技術専門学院

〒646-0011 田辺市新庄町1745-2

TEL : 0739-22-2259 FAX : 0739-22-3123

田辺産業技術

検索



和歌山県 商工労働部 商工労働政策局 労働政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL : 073-441-2800

FAX : 073-422-5004

和歌山県労働政策課

検索



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

高年齢者雇用安定法は、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的とする法律です。事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります。

**65歳までの雇用機会
の確保（義務）**



**70歳までの就業機会
の確保（努力義務）**

70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の「努力義務」になったことに伴い、65歳以上70歳未満で退職する者も再就職援助措置・多数退職届等の対象になります。

高年齢者雇用確保措置について

<対象となる事業主>

- ・ 定年を60歳以上65歳未満に定めている事業主

<対象となる措置>

次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じる必要があります。

- ① 65歳までの定年引き上げ
- ② 継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主による継続雇用制度も含む
- ③ 定年制の廃止

※ 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針においては、事業主が留意すべき事項などをまとめており、特に継続雇用後の賃金については、継続雇用されている高年齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、適切なものとなるよう努めることが重要です。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001245067.pdf>)

※ 高年齢者雇用安定法Q&A（雇用確保措置関係）では、事業主が雇用確保措置を実施するにあたっての詳細な留意事項等を示しており、継続雇用制度の導入などにおいてはこちらのQ&Aの内容に留意し、働く意欲のある高年齢者が年齢に関わりなく本人の希望や能力に応じて活躍できる環境を整備することが重要です。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topic_s/newpage_55003.html)

高年齢者雇用安定法は、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的とする法律です。事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります。

**65歳までの雇用機会
の確保（義務）**



**70歳までの就業機会
の確保（努力義務）**

70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の「努力義務」になったことに伴い、65歳以上70歳未満で離職する者も再就職援助措置・多数離職届等の対象になります。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤の措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P 2、3
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P 2、3
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

④、⑤については過半数労働組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

高年齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項 (高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針)

全般的な留意事項

- ・ 高年齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高年齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- ・ 複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高年齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高年齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があります。
- ・ 高年齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- ・ 高年齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいです。
- ・ 高年齢者就業確保措置において支払われる金銭については、制度を利用する高年齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、業務内容に応じた適切なものとなるよう努める必要があります。
- ・ 短時間や隔日での就業制度など、高年齢者の希望に応じた就業形態が可能となる制度の導入に努めるとともに、勤務形態や退職時期の選択を含めた人事処遇については、個々の高年齢者の意欲及び能力に応じた多様な選択が可能な制度となるよう努める必要があります。

基準を設けて対象者を限定する場合

- ・ 対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、労使で十分に協議した上で定められたものであっても、事業主が恣意的に一部の高年齢者を排除しようとするなど、高年齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するもの、公序良俗に反するものは認められません。

その他、講ずる措置別の留意事項

P1の③

継続雇用制度の場合

- ① 70歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときには、70歳までは契約更新ができる措置を講じ、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。
- ② 70歳までの継続雇用制度は、特殊関係事業主以外の他社により継続雇用を行うことも可能だが、その場合には自社と他社との間で、高年齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があること。
- ③ 他社で継続雇用する場合にも、可能な限り個々の高年齢者のニーズや知識・経験・能力等に応じた業務内容、労働条件とすることが望ましいこと。

P1の④⑤

創業支援等措置の場合

- ① 高年齢者のニーズや知識・経験・能力を踏まえて、業務内容や高年齢者に支払う金銭等を決定することが望ましい。
- ② 創業支援等措置により就業する高年齢者について、同種の業務に労働者が従事する場合における安全配慮義務をはじめとする労働関係法令による保護の内容も勘案しつつ、事業主が適切な配慮を行うことが望ましい。
- ③ 創業支援等措置により就業する高年齢者が被災したことを当該措置を講ずる事業主が把握した場合には、事業主が、高年齢者が被災した旨を主たる事業所を所管するハローワークに届け出ることが望ましい。

※70歳までの安定した就業機会の確保のため必要があると認められるときは、高年齢者雇用安定法に基づき、ハローワーク等の指導・助言の対象となる場合があります。

創業支援等措置の実施に必要な措置について

創業支援等措置を実施する場合には、以下の手続きを行う必要があります。

1. 計画を作成する

創業支援等措置を講ずる場合には、下記の事項を記載した計画を作成する必要があります。計画を作成する際には各事項を記載する上での留意事項にご留意ください。

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1) 高年齢者就業確保措置のうち、創業支援等措置を講ずる理由 | (7) 契約の終了に関する事項（契約の解除事由を含む） |
| (2) 高年齢者が従事する業務の内容に関する事項 | (8) 諸経費の取扱いに関する事項 |
| (3) 高年齢者に支払う金銭に関する事項 | (9) 安全及び衛生に関する事項 |
| (4) 契約を締結する頻度に関する事項 | (10) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 |
| (5) 契約に係る納品に関する事項 | (11) 社会貢献事業を実施する団体に関する事項 |
| (6) 契約の変更に関する事項 | (12) (1)～(11)のほか、創業支援等措置の対象となる労働者の全てに適用される事項 |

2. 過半数労働組合等の同意を得る

1の計画について、過半数労働組合等の同意を得る必要があります。

※**労働者の過半数を代表する労働組合がない場合は、次に留意して過半数を代表する者を選出する必要があります。**

- ・労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
- ・創業支援等措置の計画に関する同意を行うことを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと

※ 同意を得ようとする際には、過半数労働組合等に対して、（ア）労働関係法令が適用されない働き方であること、（イ）そのために1の計画を定めること、（ウ）創業支援等措置を選択する理由を十分に説明するようお願いします。

※ 創業支援等措置（P1の④⑤）と雇用による措置（P1の①～③）の両方を講ずる場合は、雇用による措置により努力義務を達成したことになるため、創業支援等措置に関して過半数労働組合等との同意を必ずしも得る必要はありませんが、高年齢者雇用安定法の趣旨を考えると、両方の措置を講ずる場合も同意を得ることが望ましいです。

3. 計画を周知する

2の同意を得た計画を、次のいずれかの方法により労働者に周知する必要があります。

- ・常時当該事業所の見やすい場所に掲示するか、または備え付ける
- ・書面を労働者に交付する
- ・事業主の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する（例：社内ネットワークに掲示し労働者が常時パソコンで確認できるようにするなど）

【創業支援等措置の実施のために締結が必要な契約】

- ・上記1・2と合わせて、高年齢者の就業先となる団体と契約を締結する必要があります。
- ・制度導入後に、個々の高年齢者と業務委託契約や社会貢献活動に従事する契約を締結する必要があります。

創業支援等措置により就業する高年齢者には、

- ・上記1の計画を記載した書面を交付する
- ・（ア）労働関係法令が適用されない働き方であること、（イ）そのために1の計画を定めること、（ウ）創業支援等措置を選択する理由を丁寧に説明して本人の納得を得るよう努めるようお願いします。



高年齢者等が離職する場合について

<再就職援助措置等の対象となる高年齢者等の範囲>

	45歳以上60歳未満 で離職する者	60歳以上65歳未満 で離職する者	65歳以上70歳未満で 離職する者
解雇その他の事業主の都合による離職 (※)		A	
継続雇用制度の対象者基準に該当しないことによる離職			
創業支援等措置の対象者基準に該当しないことによる離職			
定年年齢に到達したことによる離職			B
継続雇用制度の上限年齢に到達したことによる離職			
創業支援等措置の上限年齢に到達したことによる離職			

※ 創業支援等措置による契約が事業主の都合により終了する場合を含む

再就職援助措置

事業主は、**A** または **B** 部分に該当する高年齢者が再就職を希望するときは、
(ア) 求職活動に対する経済的支援、(イ) 求人の開拓、求人情報の収集・提供、再就職のあっせん、
(ウ) 再就職に資する教育訓練等の実施、受講のあっせん等を講じるよう努めることとされています
(努力義務)。

多数離職届

事業主は、**A** または **B** 部分に該当する高年齢者が同一の事業所において、**1か月以内に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合**は、離職者数や当該高年齢者等に関する情報等を**ハローワークに届け出**なければなりません(義務)。

求職活動支援書

事業主は、**A** に該当する高年齢者が希望するときは、速やかに次の事項を記載した「求職活動支援書」を作成し、**本人に交付**しなければなりません(義務)。

求職活動支援書に記載する事項：

(ア) 氏名・年齢・性別、(イ) 離職予定日(離職予定日が未定の場合はその時期)、(ウ) 職務の経歴(従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項等)、(エ) 有する資格・免許・受講した講習、(オ) 有する技能・知識・その他の職業能力に関する事項。(カ) その他の再就職に資する事項 ※解雇等の離職理由は記載しません。

お問い合わせ先

- ◆ 高年齢者雇用安定法や高年齢者就業確保措置についての詳細は、最寄りの労働局・ハローワークへお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



関連情報・各種施策

◆ 厚生労働省ホームページ

厚生労働省HPでは、高年齢者雇用安定法や高齢者雇用に関する情報を発信しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index.html



○ 高年齢者等職業安定対策基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001245078.pdf>

- ・ 今後の高年齢者の就業機会の増大に係る目標を設定するとともに、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本等を記載しています。



○ 高年齢者雇用安定法 Q & A（高年齢者雇用確保措置関係）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001460527.pdf>



○ 高年齢者雇用安定法 Q & A（高年齢者就業確保措置関係）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001245651.pdf>



○ 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001245067.pdf>



○ 高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001245663.pdf>



◆ 高齢者雇用対策ラボ（特設サイト）

高齢者雇用対策ラボでは、労働者や企業の皆様に役立つ情報を幅広く発信しております。

<https://www.kourei-koyou.mhlw.go.jp/>



◆ 高齢者雇用に関するご相談

70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーが企業等を訪問し、高年齢者の雇用環境の整備に関する相談・援助を実施してします。

詳しくは、最寄りの（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課へお問い合わせください。

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>



◆高年齢者活躍企業事例サイトなど

65歳を超えた高年齢者を雇用している企業の取組事例や、70歳までの就業機会の確保に必要な人事制度改訂の手順等の情報は、下記URLをご参照ください。

○高年齢者活躍企業事例サイト
<https://www.elder.jeed.go.jp/>



○70歳雇用推進マニュアル・70歳雇用推進事例集・65歳超雇用推進事例集
<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/manual.html>



◆高齢者の活躍に取り組む企業の事例

役職定年・定年制の見直し、ジョブ型人事制度の導入など、高齢者の人事・給与制度の工夫に取り組む企業（14社）の事例を掲載しています。特設ページでは、各企業の取組の工夫や効果を紹介していますので、制度見直しを検討する際の参考にしてください。

https://www.elder.jeed.go.jp/topics/katsuyaku_jirei_r6.html



◆ 65歳超雇用推進助成金（令和8年度より拡充）

○65歳超継続雇用促進コース

就業規則または労働協約により、①65歳以上の年齢への定年引上げ、定年の定め廃止、②66歳以上の年齢への継続雇用制度の導入、③他社による継続雇用制度の導入のいずれかを規定した企業を支援します。

○高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理制度の整備（賃金・人事処遇制度、労働時間、健康管理制度など）に係る措置を実施した企業を支援します。

○高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた企業を支援します。

<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>



○申請について

実際に助成金を申請する際には、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京、大阪においては高齢・障害者窓口サービス課）にご確認の上、申請をお願いします。

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>



◆生涯現役支援窓口事業

全国の主要なハローワーク300箇所に生涯現役支援窓口を設置し、高年齢者の再就職を支援するとともに、高年齢者の経験やスキルの活用を検討する企業をサポートします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43625.html



詳しくは、生涯現役支援窓口を設置しているハローワークにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/koureis-ha-koyou_shogaimadoguchi.html



◆シルバー人材センター事業

全国に約1,300団体あるシルバー人材センターでは、豊かな知識と経験を持った会員（高年齢者）が、さまざまな仕事を引き受けています。人手不足対策に苦慮されている企業、業務の外注を検討している企業は活用をご検討ください。

<https://www.zsjc.or.jp/>



詳しくは、最寄りのシルバー人材センターまでお問い合わせください。

<https://www.zsjc.or.jp/center/anatano>

